

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年11月24日 12時35分ごろ
発生場所	愛知県知多市南浜町知多LNG共同基地南西方沖 名古屋港東航路第4号灯標から真方位096° 1,560m付近 (概位 北緯34°57.9′ 東経136°49.2′)
事故の概要	プレジャーボート第三正美丸は、南東進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 第三正美丸、2.8トン 240-59328愛知、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ不詳） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A なし B 船体に擦過傷、魚群探知機の振動子パイプの曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣りを終えて係留地のマリーナに向け、LNG共同基地南西方沖の棧橋（以下「本件棧橋」という。）桁付近を手動操舵により約3.5ノットの対地速力で南東進していた。 A 船は、船長Aが、ふだん本件棧橋付近で釣りをしている船を見たことがなかったので、本件棧橋桁付近に釣りをしている船がいないと思い、釣り道具を片付けながら操舵に当たっていたところ、船首方至近に漂流中のB船に気づき、主機を後進としたものの、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B 船は、操縦者Bが1人で乗船し、知人（以下「同乗者B」という。）1人を乗せ、本件棧橋桁付近で船首を北西方に向けて漂流を始めた。 B 船は、操縦者Bが、右舷船首方から接近するA船を認めたが、漂流中なので、A船がB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂流を続けていたところ、同乗者BからA船が至近に接近して来ていることを知らされ、A船に向かって大声で呼び掛けたが、A船と衝突し

	た。
分析	<p>A船は、南東進中、船長Aが、ふだん本件棧橋付近で釣りをしている船を見たことがなかったので、本件棧橋桁付近に他船がないと思い、釣り道具を片付けながら航行したことから、船首方至近に漂泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、操縦者Bが、右舷船首方から接近するA船を認めた際、A船がB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けたことから、至近にA船が接近したことに気付いたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、本件棧橋桁付近に他船がないと思い、釣り道具を片付けながら航行したため、また、操縦者Bが、A船がB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、周囲の他船の有無を確認し、常時、適切な見張りを行うこと。 ・ 操縦者は、漂泊中、接近する他船を認めた場合、他船が自船を避けてくれると思わず、余裕のある時期に機関を始動して移動するなどの衝突を避けるための措置を採ること。